



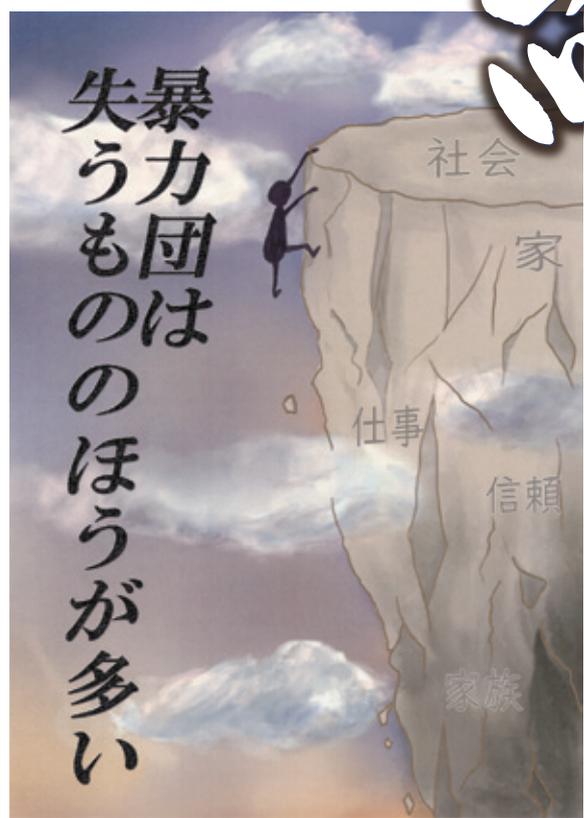
優秀賞 八幡中央高等学校1年 中嶋 莉沙



優秀賞 八幡中央高等学校1年 西村 綾香

県民の絆

2024
VOL. 66



優秀賞 大牟田高等学校3年 嶋村 伶文

令和5年度
暴力追放イメージポスター
コンクール



優秀賞 東筑紫学園高等学校2年 榎谷 奈々

**暴力団追放
三ない運動** **ワン+1**

暴力団を利用しない

暴力団に金を出さない

暴力団を恐れない

暴力団と交際しない



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 尾上 芳信

県民の絆（令和

公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター専務理事の尾上です。

県民の皆様には、平素から凶悪な暴力団に勇気を持って対峙され、暴力団排除活動に深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、敬意と心からの感謝を申し上げます。

県下の暴力団情勢は、工藤會に対する頂上作戦以降、表だっては暴力団によるとみられる発砲事件や事業者襲撃事件は皆無となり、平穏に推移しているように見受けられます。しかし、依然として暴力団は、社会の中で、若年層を中心とした乱用が顕著な大麻の密売、減少が見られないパソコンのサポートや投資を謳った特殊詐欺、闇バイトで雇った一見普通そうに見える若者を使った窃盗や強盗事件を裏で操っている可能性があり、社会問題となっております。

この様な変化している犯罪に対処するためには、取締機関や当センターも社会情勢の変化にいち早く対応する変革が求められていると考えております。

そのためには、企業、県民の皆様もそれぞれの立場で出来るご協力を賜りたいと思います。暴力団の目的は最終的にはお金であります。したがって、暴力団の資金源に繋がることは、絶対にしない、させない、許さない、そういった意識を一層堅持して頂き、今後も今まで以上に社会対暴力団の構図を構築し、暴力団員では生きていけない社会作りが重要だと思えます。

本年3月12日、五代目工藤會総裁野村悟らの控訴審判決が下されました。残念ながら野村被告に対しては、一部無罪で死刑判決が回避され、無期懲役の判決となりました。しかし、一連の凶悪事件を指示してきた野村被告の社会不在が続くことには変わりはありませんので、工藤會の危険性が増すとは考えておりません。

当センターでは、この様な一見沈滞ムードになりがちな時期であればこそ、県民の皆様の先頭に立って、力強く暴力団排除活動に尽力していきたいと考えておりますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願い致します。

6年夏号) 挨拶



福岡県警察
暴力団対策部長 眞崎 俊行

本年3月5日に着任いたしました、暴力団対策部長の眞崎でございます。

県民の皆様におかれましては、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務各般に亘り、深い御理解と力強い御協力を賜っておりますことに対し、心からお礼申し上げます。

さて、県内の暴力団情勢であります。平成26年の工藤會壊滅作戦をはじめ、県下の暴力団に対する徹底した取締りや、各種事業からの暴力団排除、暴力団員の離脱・就労支援の取組など、あらゆる暴力団排除活動を、県民の皆様方や行政が一体となり推進した結果、県内暴力団構成員数は年々減少し、過去最少を更新しております。

特に、昨年中の暴力団からの離脱支援者は48人、就労支援者も13人と一定の成果をあげているところであり、本県の暴力団対策は着実に進展しております。

しかしながら、工藤會をはじめ暴力団の壊滅に向けた課題は山積しており、手を緩めることなく、未解決事件の検挙はもとより、一層、暴力団排除活動に取り組む必要があります。

また、SNS等を利用した特殊詐欺などを広域的に敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」、いわゆる「トクリュウ」が治安対策上の脅威となっており、中には暴力団が主導的な立場で関与したり、犯罪収益の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と密接な関係を有するグループの存在も認められています。

これら新たな治安課題に対応するため、本年4月1日付けで、暴力団対策部に「組織犯罪捜査課」を新設し、これら「トクリュウ」に対する捜査のほか、犯罪収益に係る情報収集・分析、剥奪などを強力に推進しております。

暴力団を壊滅するためには、県警の各種取組はもとより、社会全体での暴力団排除活動の取組が不可欠であります。

その中核を担う福岡県暴力追放運動推進センター、地域・職域における県民の皆様方には、今後とも一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

結びに、県民の皆様方の御多幸と御活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶といたします。

事業報告

令和5年度の活動状況

昨年度の主な活動内容をご紹介します。

広報啓発活動

●『第32回暴力追放福岡県民大会』の開催

令和5年11月9日、東市民センターなみきホールにおいて、上記大会を開催しました。

オープニングは、福岡大学和太鼓部『鼓舞猿』と福岡県警察音楽隊によるミニコンサートを行い、力強い心に響く演奏で開幕しました。

式典では、当センターの名誉会長である県知事をはじめ、福岡市長等がメッセージを発信し、暴力追放功労者や高校生のポスターコンクール優秀者等に対する表彰が行われました。



●暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」等各種広報資料を作成し、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識の啓発に努めました。また、各地で開催される暴力追放イベントに参加し、暴力団排除の重要性等について講演しました。

暴排組織援助活動など

●暴排組織援助活動

工藤會傘下組織の組事務所が入居するマンション管理組合に対して支援金を支給しました。また、福岡県内のホテル事業者で構成する『福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会』に対して支援金を支給しました。

●民間企業等の活動に対する支援

地域、職域において暴力団排除活動を実施している自治体や企業等に対して資機材の貸与や啓発資料等の提供など広範な支援活動を行いました。

暴力団からの離脱・就労支援活動

暴力団からの離脱者を雇用した協賛企業9社に対し、離脱者雇用給付金などを支給しました。また、新たに10名が就労に至り、現在も多くの者が仕事を続けています。

暴力追放相談活動

日常の相談対応活動に加え、令和5年10月21日に、当センター、警察、弁護士会の三者共催による暴力団被害集中相談窓口を福岡市、北九州市、久留米市の各市役所内に開設しました。また、毎月第1、第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力担当弁護士と連携して、相談者の不安の解消に努めました。

少年の指導

県警少年課と連携し、若い世代の男女を対象に、SNS上に闇バイトへの加担を阻止するバナー広告を掲載するなどして、積極的な少年指導活動の推進に努めました。



不当要求防止責任者講習

リモートによる講習を30回実施し、1,864事業者が受講しました。

民暴弁護士による身近な 法律相談

Q & A

担当弁護士

■弁護士法人福岡西法律事務所

伊藤 拓 弁護士

〒819-0006

福岡県福岡市西区

姪浜駅南1-6-24 2階

電話：092-836-7903

F A X：092-836-7904



担当者に対する誹謗中傷行為について

Q

担当者として、顧客や取引先からのいわれのない誹謗中傷行為を受けました。会社の方針などもあり、丁寧な説明をしていたのですが、担当者である私自身について、不真面目な対応や乱暴な言動を行っている、会社と結託して違法行為を行っているなど事実ではないことをネット等にも書き込まれています。どのように対応したらよいのでしょうか？

A

1 誹謗中傷行為について

顧客や取引先だからといって、担当者に対して誹謗中傷行為をしていいわけではありません。事実を反することを述べて、誹謗中傷行為を行った場合には、その内容によっては名誉毀損に該当し、民事上も刑事上も違法行為となる場合があります。民事であれば、名誉毀損による損害賠償請求の対象となり、刑法上は、名誉毀損罪あるいは侮辱罪に該当する可能性があります。

顧客や取引先であるという立場を利用して、反論がしづらい立場の担当者に対する個人的な攻撃を行うことは社会的相当性を逸脱した行為であり、違法となります。

2 ネットの掲示板の書き込みについて

発信者情報を特定することができます。ネットの掲示板は匿名で書き込みされることが多く、書き込みを行った者を特定することが困難なケースが多いです。そこで、裁判所に発信者情報を開示する請求を行い、投稿した者が誰なのかを特定することができます。具体的な方法としては、投稿された記事のIPアドレスを特定してプロバイダー情報の開示を受けた上で、プロバイダーに対して投稿した者の住所氏名を開示請求することになります。弁護士費用や実費などの費用がかかりますが、発信者情報開示に詳しい弁護士に依頼する方法が考えられます。

3 誹謗中傷行為への対応

弁護士から、内容証明郵便で誹謗中傷行為を止めるように要求することになります。弁護士から内容証明郵便を送っても応じない場合には、裁判所において、架電禁止・面談禁止の仮処分を申し立てることや、誹謗中傷行為について名誉毀損による損害賠償請求を行い、名誉回復のための具体的な措置を行うことを求めることもできます。

4 会社との関係に対する懸念について

会社との関係で顧客や取引先との関係を自分が壊してしまうことになったら責任が発生することを心配されるかもしれません。しかしながら、担当者であるご自身が精神的に追い込まれてしまい、うつになって仕事ができなくなったりすることまで会社は求めていませんし、求めることはできません。1人で抱え込まずに速やかに上司に相談するべきでしょう。

5 福岡県暴追センターの無料相談をご利用ください

福岡県暴追センターでは、暴力団やクレーマーに関するトラブルに関する無料相談窓口を開設しています。暴力団対応等に精通した委員や民暴対応・クレーマートラブルに精通した弁護士が丁寧にお話しを伺って、適切な対応をアドバイスします。是非ご利用ください。

令和5年12月末における福岡県の暴力団勢力

- 1) 組織数 約120組織
- 2) 暴力団構成員等の概数

		暴力団構成員		準構成員等		計		構成比
福岡県指定五団体	五代目工藤會	160 (200)	-20 (-30)	80 (120)	-60 (-60)	240 (320)	-80 (-90)	22.2%
	道仁會	160 (320)	-20 (-40)	120 (260)	±0 (-10)	280 (590)	-30 (-50)	25.9%
	太州會	70	±0	40	-10	100	-20	9.3%
	四代目福博会	60 (70)	-10 (-10)	70 (80)	±0 (±0)	120 (150)	±0 (-10)	11.1%
	浪川會	90 (150)	-10 (-10)	30 (70)	-20 (-20)	120 (220)	-20 (-30)	11.1%
六代目山口組		130	±0	50	-30	180	-30	16.7%
神戸山口組		10	-10	10	±0	20	-10	1.9%
その他		10	±0	10	±0	20	+10	1.9%
合計		690	-70	390	-110	1080	-180	100%

- ※1 本表における暴力団構成員等の数は概数であるため、各項目の和が「計」又は「合計」と必ずしも一致しない。
- ※2 ()内は、県外勢力を含んだ人数を表す。
- ※3 増減は、前年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。
- ※4 「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。

令和6年
上半期

地域・職域の暴排活動紹介



1月20日 ● 柳川市・みやま市暴力団追放総決起大会



4月14日 ● 博多祇園山笠(恵比須流)勉強会



1月21日 ● 第6回那珂川市安全安心まちづくり推進大会

6月1日 ● 暴力団壊滅久留米市民総決起大会

2月2日 ● 福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会定期総会



2月22日 ● 令和5年度九州ブロック民暴研究会



賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。そのためには警察の取締りはもちろんであります。それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動と相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは多大なものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放を目的とした諸活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。



2 入会について

入会手続 入会申込書をお送りしますので、福岡県暴追センターにご連絡ください。

年会費 企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典 会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。
暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求の事例、対応要領
- 暴力団情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映

などの講習(約3時間)を、オンラインで実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届出書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい(県警ホームページからオンラインで申請することも可能です)。後日、県警本部組織犯罪対策課から講習の案内通知が届きます(費用は一切かかりません)。

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を配布します。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事業所ステッカー」を配布します。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576) (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

『第33回暴力追放福岡県民大会』 『北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会』 の開催

- 1 開催日時／令和6年8月20日(火) 午後2時から(終了予定)午後3時30分
※福岡県警察音楽隊による演奏が午後1時45分から行われます。
- 2 開催場所／北九州市小倉北区室町1丁目1-1-11 リバーウォーク北九州内北九州芸術劇場大ホール
- 3 大会次第／北九州市立大学チアリーダー部「WARRIORS」によるパフォーマンス、表彰・感謝状贈呈等

お問い合わせは **公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター**

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>